

Q-23 最近、国際会計基準の変更が話題になっています。何が起きているのでしょうか？  
又、中小企業は関係無いのでしょうか？

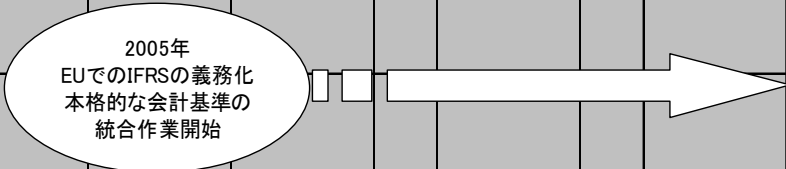
【解説】

- ① 2005年1月から、EU域内の上場企業について、IFRS(国際会計基準)の適用が強制されたことがきっかけです。これにより、米国及び日本の国際的な企業活動を行っている企業も直接影響を受け、全世界的に共通した会計基準の導入の機運が一気に高まりました。(P2参照)
- ② この国際会計基準は、上場企業が対象のはずですが、2009年7月9日に、「中小企業向けの国際会計基準」が発表され、今後上場を目指す中小企業にも、国際会計基準の導入に向けた動きが始まっています。(P3参照)
- ③ IFRSを理解するには、コンバージェンスとアダプションの理解がまず必要です。コンバージェンスとは、自国の会計基準を維持しながら、国際会計基準との差異があれば調整していく方法です。アダプションとは、自国の会計基準を廃止して完全に国際会計基準に一本化することをいいます。(P6)
- ④ 従来日本は、米国ともにコンバージェンスグループに属していましたが、米国が2008年11月にアダプションへ大きく舵を切ったことから、日本も早急な対応を迫られ、2009年6月16日に中間報告書を明らかにして2012年までにアダプションについて検討することとなっています。(P9)
- ⑤ 国際会計基準の大きな特徴は、原理原則論(これをプリンシプル・ベースと呼んでいます)で会計理論を構築することです。このため、今後会計の専門家もこの原理原則論をしっかりと理解しないと、今後新しく導入される会計基準に正しく対応が出来ない時代が到来します。(P10)
- ⑥ 国際会計基準では、投資家目線での財務諸表のあり方が重視されるため、伝統的な貸借対照表(B/S)及び損益計算書(P/L)に代わって「財政状態計算書」と「包括利益計算書」が導入される予定です。(P11)
- ⑦ このように財務諸表まで根本的に見直しとなる場合には、日本の中小零細企業でも当然見直しが行われることが予想されます。したがって、今回の国際会計基準の動きは、中小企業の経営者においても、その概要と今後の動向について理解をしておくことが重要です。
- ⑧ 又、上記②で述べましたように、国際会計基準の中小企業版が今後どのように活用されていくかも注意すべき点だと思います。

○ 各制度の改正動向

..... 中小企業においても重要な会計ルール

適用開始 事業年度	1999/4/1	2000/4/1	2001	2002	2003	2004	2005/4/1	2005/5/1	2006/4/1	2007	2008/4/1	2009	2010/3/31	2010/4/1
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22
会計基準等	連結財務諸表制度見直しに関する意見書	連結キャッシュフロー計算書等の作成基準					固定資産の減損に係る会計基準	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	企業結合に係る会計基準		連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い		金融商品に関する会計基準	工事契約に関する会計基準
	研究開発費に係る会計基準	退職給付にかかる会計基準						ストックオプション等に関する会計基準			棚卸資産の評価に関する会計基準		賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	H18企業結合に係る会計基準の改正
	税効果会計に係る会計基準	外貨建取引等会計処理基準の改訂									リース取引に関する会計基準			セグメント情報等の開示に関する会計基準
	連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直し	金融商品に係る会計基準												資産除去債務に関する会計基準
	直接金融による資金調達力の強化、不況の脱出 第一次国際会計基準導入時期													棚卸資産の評価での後入先出法の廃止
会社法等									5/1会社法		金融商品取引法による①内部統制強化(JSOX)②四半期開示の義務化			
税法	① 法人税率の引下(34.5%→30%) ② 所得税最高税率引下(65%→50%)	売買目的有価証券について時価法導入									リース資産の減価償却制度創設(H19改正。H20.4.1以後リース契約締結から適用)			棚卸資産の評価方法から後入先出法、単純平均法を削除



○ 各法律と会計基準の適用関係

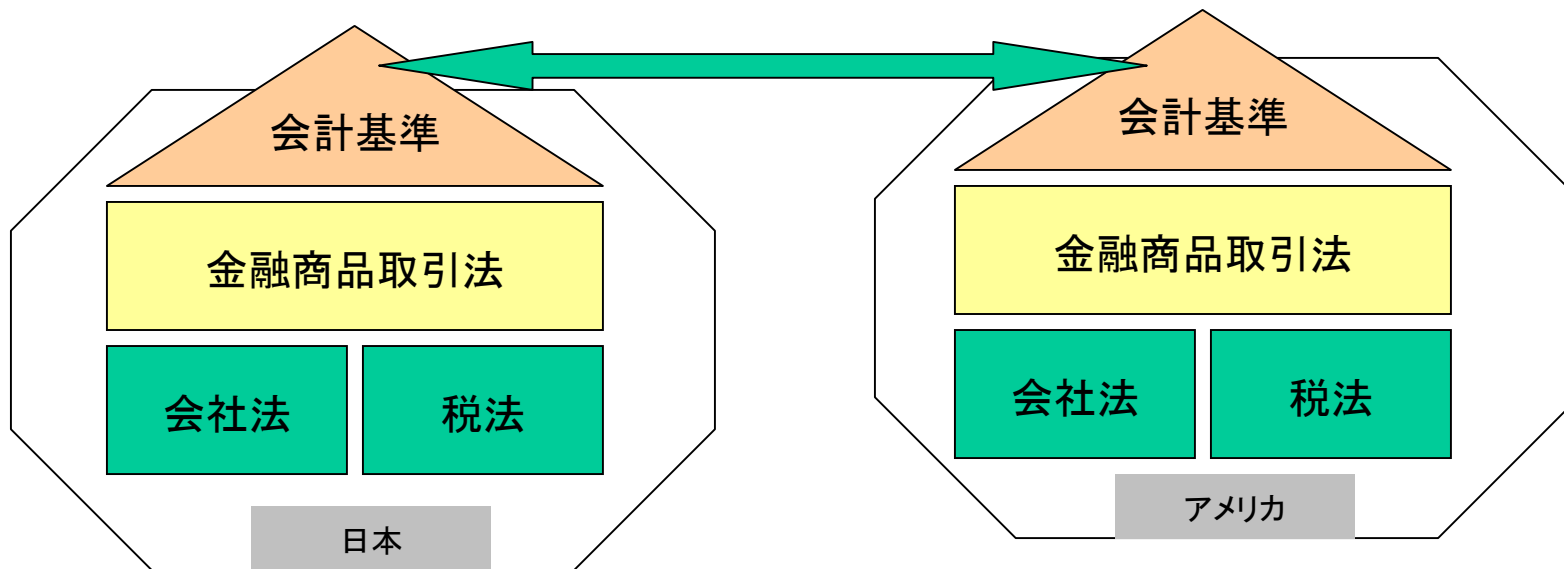
	法人税法	会社法		金融商品取引法
	(22条)	(2条6項)		(24条)
会社区分	中小法人		大会社	上場会社
資本金	1億円以下	1億円超5億円未満	5億円以上 又は	
負債総額	200億円未満		200億円以上	
会計基準	中小企業会計指針		会計基準	
法人税率	800万円以下	22%(注1)		
	800万円超	30%		

(注1) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までに終了する事業年度

H21.7.9 中小企業向け  
IFRSが公表されました

については、18%に軽減。

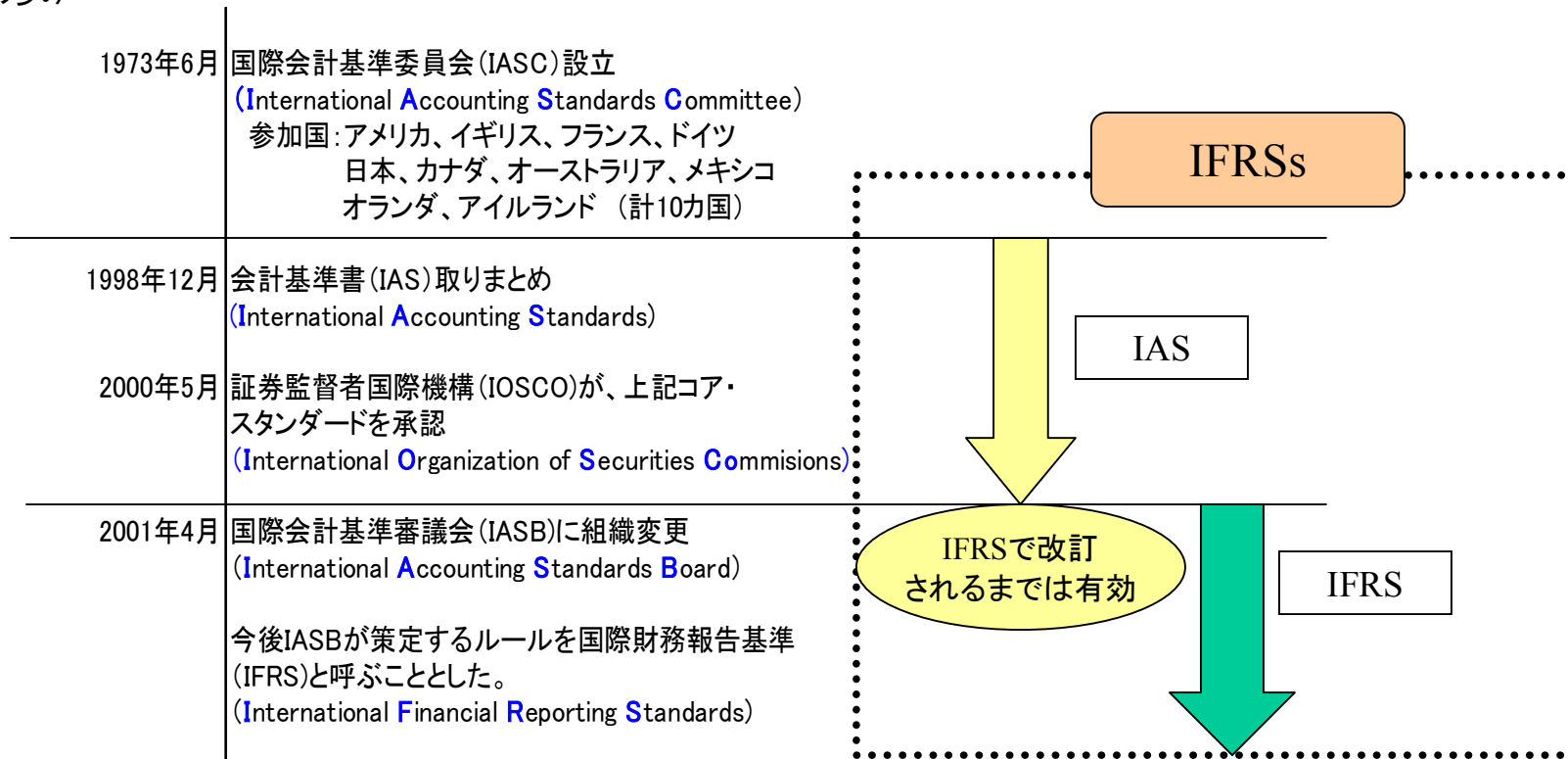
企業会計	現在及び将来の投資家に対して適切な投資判断を行うために有益な情報を提供すること。
金融商品取引法 (旧証券取引法)	
会社法	株主有限責任を補完し、債権者保護を実現すること。(剰余金財源規制)
税法	公平な課税を実現し、国家のための税収を確保すること。



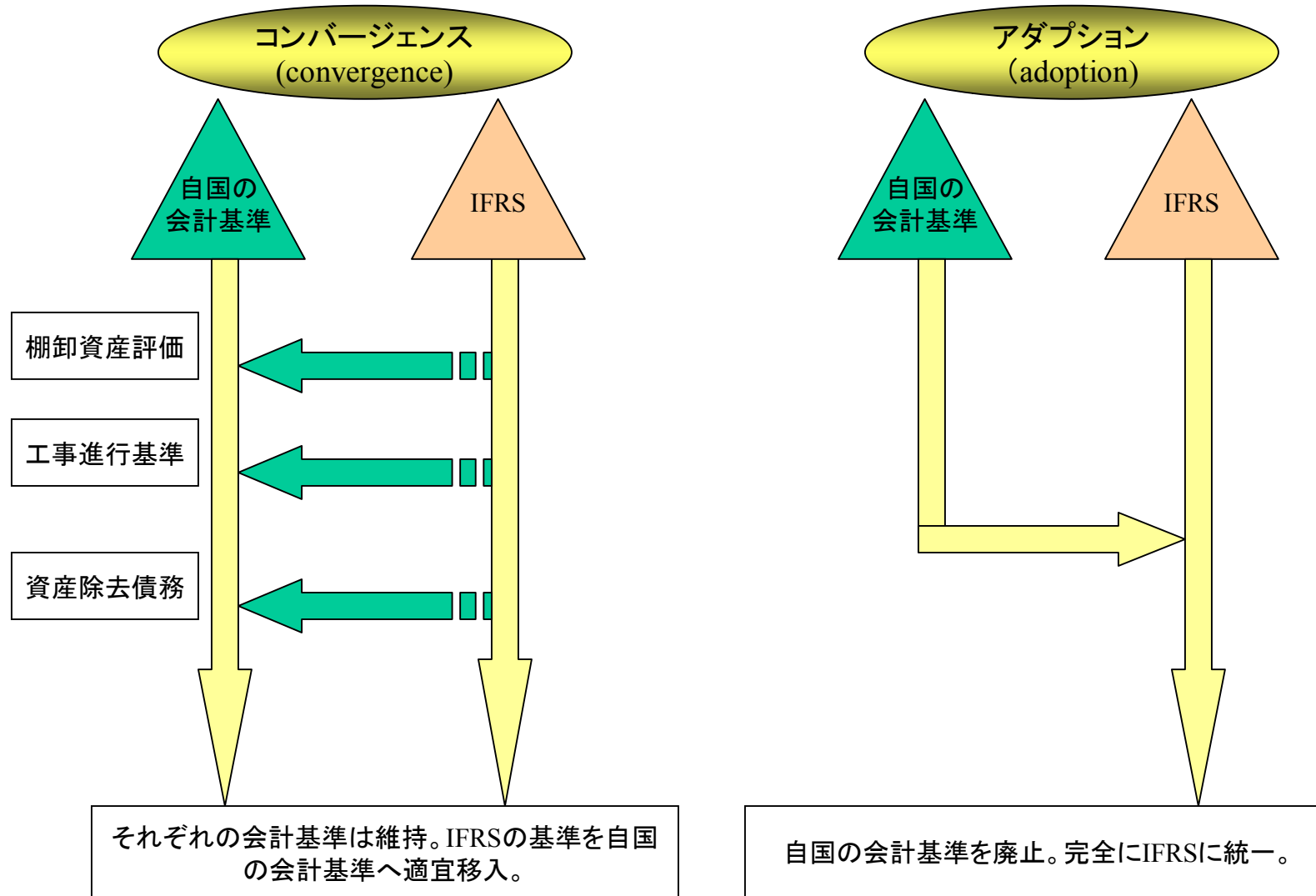
# 1 国際会計基準(IFRS)とは？

<p>何故必要なのか？</p>	<p>① 投資家側：国際間で統一した会計ルールがないと、安心して投資活動が行えない。</p> <p>② 企業側：直接金融(増資等)を行いたくても、安定的に資金調達が行えない。</p> <p>③ 監督側：国際間での証券投資取引の増加等により、統一的な会計基準による監視の必要性が増加</p>
-----------------	--

○ これまでの歩み



## 2 コンバージェンスとアダプション

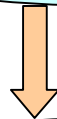


コンバージェンス  
(convergence)

- ・日本
- ・台湾
- ・タイ
- ・スイス
- ・アメリカ合衆国



米国の動向が最も重要  
米国は昨年末より対応を急速に変更  
してきている

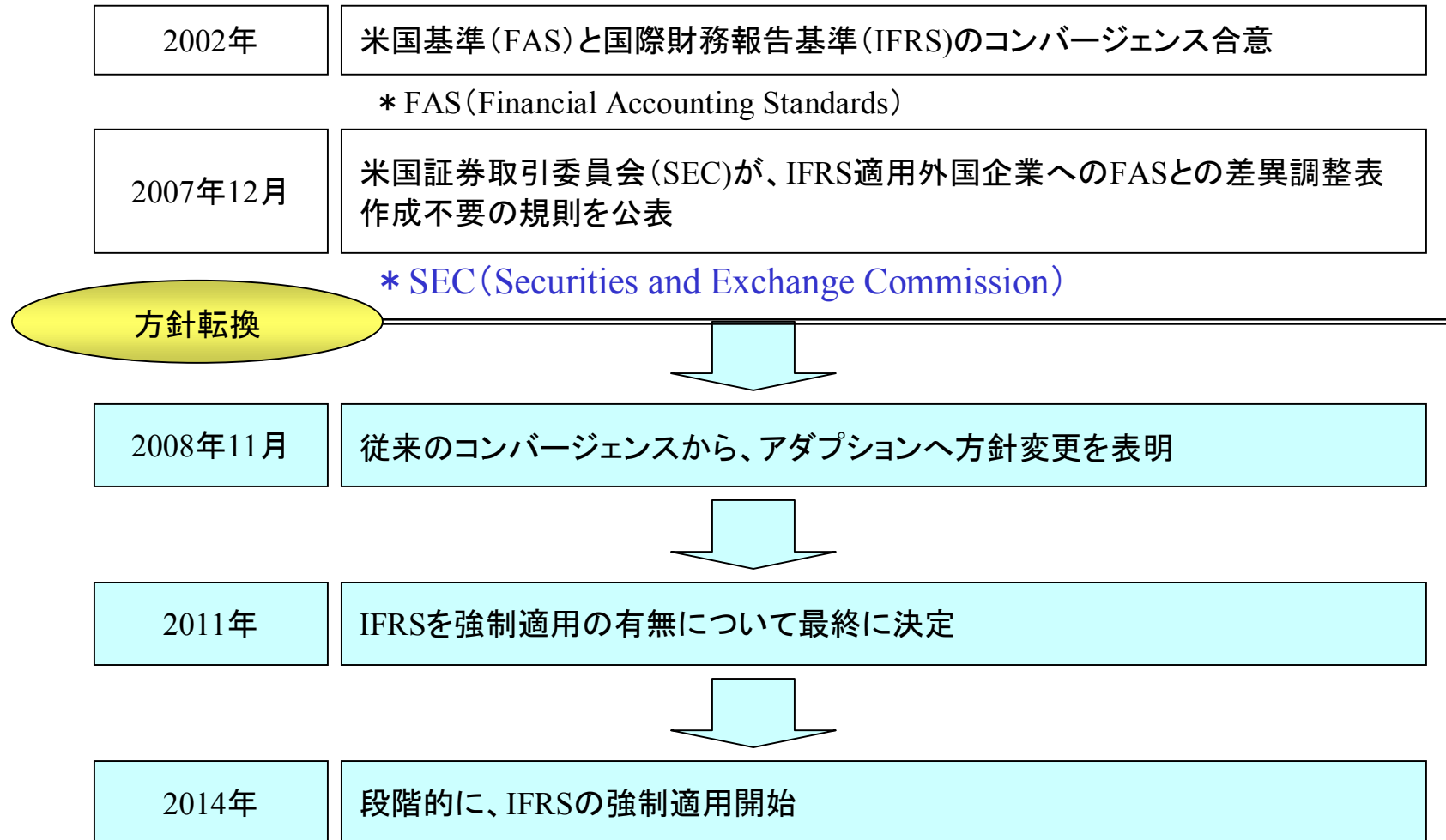


これを受けて、日本も  
2009年6月16日に、アダプション  
検討を表明

アダプション  
(adoption)

- ・EU諸国すべて(2005年より)
  - ・オーストラリア
  - ・ニュージーランド
  - ・フィリピン
  - ・香港
  - ・マレーシア
  - ・ブラジル(2010年)
  - ・中国(2009年)
  - ・韓国(2011年)
  - ・インド(2011年)
- 現在の適用国100カ国以上

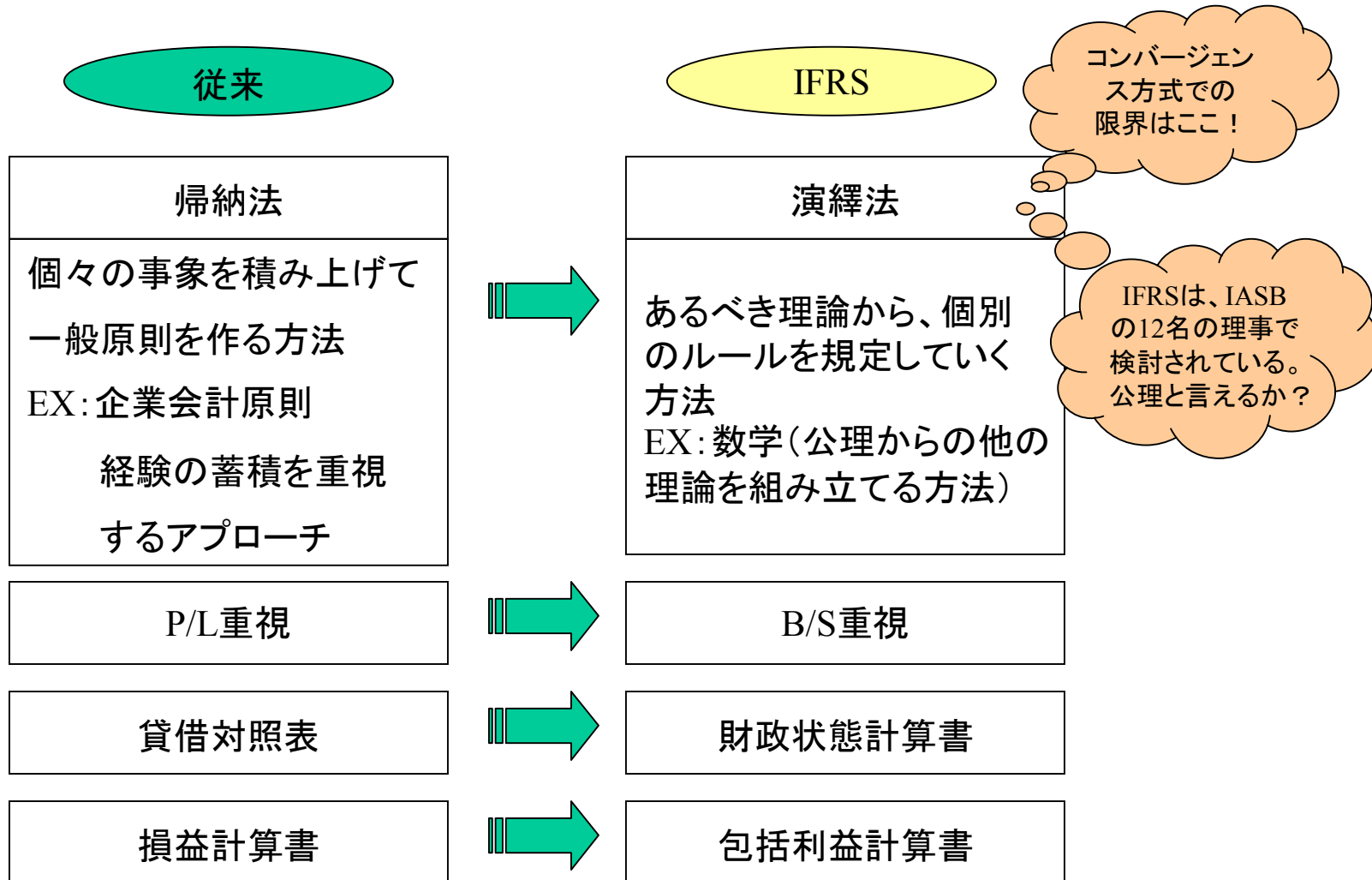
### 3 米国の動向



#### 4 日本の動向

2007年8月	日本の企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBが2011年まで、コンバージェンスにより会計基準の共通化に合意(東京合意)
2008年6月まで	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)による同等性の評価に関する最終報告により提示された26項目についてコンバージョンを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・棚卸資産の評価方法</li> <li>・工事進行基準</li> <li>・企業結合会計 等</li> </ul>
方針転換	2009年6月16日「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)を公表し、従来のコンバージェンスからアダプションへの方向転換を発表
2011年6月まで	<p>更に、以下の項目についてコンバージェンスを実施する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度遡及修正の会計処理基準</li> <li>・のれんの減損処理(償却よりからの修正)</li> <li>・開発費等の研究開発費会計の修正</li> </ul>
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンバージェンスからアダプションへの変更を含め検討</li> <li>・最初に連結財務諸表について、強制適用を検討</li> <li>・個別財務諸表については、税法、会社法との整合性を考えてから強制適用を検討→2012年に導入を決定した場合、2015年又は2016年より適用開始。</li> </ul>

## 5 国際会計基準(IFRS)と、従来の会計基準との差異



○ 財政状態計算書

事業	営業	売掛金 棚卸資産 有形固定資産 その他無形資産 買掛金 未払金	
		差引営業資産	
	投資	短期投資有価証券 関連会社貸付金	
		差引投資資産	
差引事業資産			
財務	財務資産	現金 預金	
	財務負債	短期借入金 未払利息 長期借入金	
		差引財務資産	
		差引売却予定資産	
法人税	繰延税金資産 未払法人税等		
差引法人税負債			
純資産			
所有者持分		資本金 留保利益 その他包括利益累計額	
	所有者持分合計		

○ 包括利益計算書

事業	営業	売上高 売上原価 販売費一般管理費	
		営業利益	
	投資	受取配当金	
		投資利益	
事業利益合計			
財務		受取利息 支払利息	
	財務収支合計		
法人税等		法人税等	
継続利益合計			
廃止事業		廃止事業損失 廃止事業に係る法人税等	
	廃止事業損失 当期純利益		
その他包括利益		売却可能有価証券の未実現損益 為替換算調整勘定	
	その他包括利益合計		
包括利益合計			

ここまで抜本的に変更になると、中小企業も変更が及ぶ可能性が大きい

出典:「会計・監査ジャーナル」2009年1月号  
川西安喜「討議資料」財務諸表の表示に関する予備的見解」

## 6 研究開発費会計のコンバージェンス

